

な実情があることを理由に分割での支払を求めた。

伊賀市は、相手方[]と未払の宅地取得資金貸付金及び住宅新築資金貸付金を平成31年2月から平成31年10月まで毎月10,000円の返済を9回、平成31年11月から平成44年10月まで毎月35,000円の返済を156回、平成44年11月32,470円の返済にて分割して支払うこと、分割金の支払を3回以上怠り、かつ、その額が、平成31年1月から平成31年9月までの間は30,000円、平成31年10月以降は55,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、直ちに強制執行の申立てを行うことで合意した。

また、相手方[]は、相手方[]の上記債務を連帯保証することで合意した。

そこで、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条に定める和解をすることにより、未払の宅地取得資金貸付金及び住宅新築資金貸付金請求の債務名義を得て、支払に不履行が生じたときは、直ちに強制執行ができるものとするため、裁判書の和解勧告を求めて当該申立てをする。

6 和解遂行の方針

- (1) 当該和解に関する取扱方針については、当該和解における話合いの過程において、諸般の事情を考慮し、市長において定めるものとする。
- (2) 和解が整わない場合において、必要があるときは、訴えを提起する。
- (3) 訴えを提起した場合において、判決の結果必要があるときは、上訴する。